

国民健康保険被保険者証・12月2日

後期高齢者医療被保険者証の

新規発行が終了します

法改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した『マイナ保険証』の使用を基本とする仕組みに移行します。そのため12月2日以降は、現行の保険証の新規発行・再発行ができなくなります。



お持ちの保険証は、12月2日以降も保険証に記載の有効期限まで使用できます。

※転職や転出などで加入している保険が変更になった場合は使用できません。

有効期限後の取り扱いに関して

マイナ保険証をお持ちのかた

- マイナ保険証をご利用ください。なお、お持ちの保険証の有効期限内に「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。(申請不要)
 - 医療機関などでマイナ保険証の読み取りができない場合には、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで、医療機関などを受診することができます。
- ※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんので、ご注意ください。

マイナ保険証をお持ちでないかた

- お持ちの保険証の有効期限内に、従来の保険証同様に使用できる「資格確認書」を送付する予定です。(申請不要)

マイナ保険証の取得・利用方法はこちらの特集をご確認ください。



75歳を迎えるなどの要件により、新たに後期高齢者医療制度の対象になるかたには、令和7年度の年次更新時までは、マイナ保険証の有無に関わらず、「資格確認書」を送付します。

マイナ保険証の利用登録解除に関して

川口市国民健康保険・
埼玉県後期高齢者医療制度に加入しているかた

マイナ保険証の利用登録解除を希望する場合は申し込みが必要です。
解除方法などの詳細は市ホームページをご確認ください。



国民健康保険



後期高齢者医療制度

それ以外の健康保険に加入しているかた
加入している健康保険の
保険者にお問い合わせください。



問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-258-5702(国民健康保険に関すること)
高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-259-7930(後期高齢者医療制度に関すること)



マイナ保険証 の取得・利用方法

① マイナンバーカードの申請・受け取り

市支援窓口で申請できるほか、ご自身でも申請できます。すでに有効期限内のマイナンバーカードをお持ちであれば再取得は不要です。

ご自身で申請

パソコン

スマホ

二次元コード付き申請書をお持ちであれば、オンラインで申請ができます。
お持ちでないかたは、コールセンターへお問い合わせください。

市支援窓口で申請

窓口

予約・持ち物
不要

常設窓口	受付時間
第一本庁舎5階 特設ブース	平 日 9:00~17:00
川口駅前行政センター 東川口駅前行政センター	平 日 9:00~17:00 土・日曜、祝日 9:00~16:00

◆12月支所臨時窓口(受付時間…9:00~16:00)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

マイナンバーカード 受け取り

マイナンバーカード申請後、
1カ月ほどで受け取りの案内
通知を送付しますので、
受け取りをお願いします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには「マイナンバーカード」と「電子証明書」が必要です。

※マイナ保険証…マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたもの

② 健康保険証の利用登録

健康保険証の利用登録後、医療機関などでの利用が可能となります。

健康保険証の利用登録はこちらでできます！



マイナポータル



医療機関窓口の
カードリーダー



セブン銀行ATM



カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ！

利用登録に不安のあるかたは、市支援窓口でも手続きができます。

マイナンバーカード・電子証明書の更新

すでにマイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください。更新が必要なかたには、有効期限の約3カ月前に「有効期限通知書」が届きますので、忘れずに更新手続きをお願いします。

マイナンバーカードの有効期限	電子証明書の有効期限
発行から10回目の誕生日まで (カード申請時に未成年のかたは 5回目の誕生日まで)	発行から5回目の誕生日まで



マイナンバーカードの取得や健康保険証の利用登録は任意です。
マイナ保険証への切り替えがお済みでないかたも、資格確認書で保険診療を受けられますので、ご安心ください。

問い合わせ…川口市マイナンバーコールセンター ☎048-606-4537(受付時間 8:30~17:15(土・日曜、祝日、年末年始を除く))